

茨城農業の将来ビジョン作成に向けた有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 人口減少に伴い農業者が大幅に減少していく中、広大な耕地面積を有する本県農業をどのように方向付けしていくのか、新たな発想で考えていくことが必要である。社会の大きな変化に素早く適応できるよう、品目構成割合や土地改良事業の在り方など、農業の構造改革を進めていくため、関係者で課題や将来の方向性を共有しながら、中長期的な視点に立った農業ビジョン（仮）の作成に向けて検討する「茨城農業の将来ビジョン作成に向けた有識者会議」（以下、「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、茨城農業の構造改革に係る事項を検討する。

(組織等)

- 第3条 会議は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 2 会議に委員長を1名置き、委員の互選によって定める。
 - 3 委員は、会議の目的を達成するため、必要な検討を行い、助言を行う。
 - 4 委員の任期は、会議設置の日から、茨城農業の将来ビジョンを取りまとめる日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第4条 会議は、委員長（構成員の任命後、最初に開かれる会議において委員長が選任されるまでは「部長」と読み替える。以下同じ。）が招集し、委員長が議長となる。
- 2 会議、資料又は議事録は、委員等の自由な発言を担保する観点から、原則、非公開とする。ただし、会議、資料又は議事録の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがない場合はこの限りではない。
 - 3 会議の終了後は、議事要旨を公開するものとする。

(代理出席)

- 第5条 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。この場合において、委員は、会議が開かれる前に、委任状を委員長へ提出しなければならない。
- 2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。

(委員等の守秘義務)

第6条 委員及びその他会議出席者は、会議に関して知り得た情報を外部に漏

らし、又は無断で使用してはならない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、茨城県農林水産部農業政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、農林水産部長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年3月7日から施行する。

別表（第3条関係）

茨城農業の将来ビジョン作成に向けた有識者会議構成員（順不同）

役職	氏名	主な専門分野
茨城県農業経営士協会会長	畠 長弘	担い手育成、地域の農業情勢
茨城県土地改良事業団体 連合会専務理事	根本 力	土地改良事業、農地集積・集約化
JA 茨城県中央会専務理事	深谷 伊知郎	農政全般（水田農業のあり方、差別化 や輸出・加工業務用等の産地づくり）
茨城県農林振興公社理事長	藍原 伸夫	農地集積・集約化、ブランド力強化
日本貿易振興機構（ジェトロ） 茨城貿易情報センター所長	吉田 雄	輸出全般、（海外市場の情勢、輸出の ノウハウ）
日本立地センター 産業立地部 総括主幹	藤田 成裕	農業版工業団地化（企業誘致）
茨城大学農学部教授	小松崎 将一	有機農業